

令和6年度徳島県新人看護職員研修事業実施要領(案)

実施要領は(案)であり、補助率、基準額等について、変更することがあります。

徳島県では、以下のとおり新人看護職員研修事業を実施します。

1. 目 的

この事業は、病院等^(注1)において、新人看護職員^(注2)、新人保健師^(注3)及び新人助産師^(注4)が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的に実施する。

(注1) 病院等とは、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)第2条第2項に規定する病院等をいう。(以下、「病院等」という。)

(注2) 新人看護職員とは、主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。(以下、「新人看護職員」という。)

(注3) 新人保健師とは、主として保健師免許取得後に初めて保健師として就労する保健師をいう。(以下、「新人保健師」という。)

(注4) 新人助産師とは、主として助産師免許取得後に初めて助産師として就労する助産師をいう。(以下、「新人助産師」という。)

2. 事 業

1) 新人看護職員研修事業(OJT 研修) ※基準額については予算の関係上、減額になることがある。

(1) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、病院等とする。(従来どおり、300床以上の病院も対象となります。)

(2) 事業内容

病院等は、新人看護職員研修ガイドライン(【平成26年2月改訂】以下「ガイドライン」という。)に示された以下の項目に沿って、新人看護職員、新人保健師又は新人助産師に対する研修を実施する。

①「新人看護職員を支える体制の構築」(ガイドラインのⅠ－3－1)又はガイドラインのうち保健師編のⅠ－3－1を参照)として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。

②「研修における組織の体制」(ガイドラインのⅠ－3－2)又はガイドラインのうち保健師編のⅠ－3－2を参照)として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。
なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。

③「新人看護職員研修」(ガイドラインⅡを参照)に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。なお、新人助産師研修を実施する場合は、助産技術に関する項目を含めること。

また、新人保健師研修を実施する場合は、「新人保健師研修」(ガイドラインのうち保健師編のⅡ)に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。

※ 新人看護職員研修ガイドライン(【平成26年2月改訂】H26.6.30一部訂正あり)については、下記医療とくしまホームページをご参照ください。(厚生労働省ホームページへリンクしています。)

<http://anshin.pref.tokushima.jp/med/docs/2014041000019/>

(3) 補助金交付対象経費

事業区分		基準額(予定)	対象経費	補助率
① 研修経費	ア 新人看護職員等 が1名のとき	440千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産 師研修のいずれかを含む場合 586 千円)	新人看護職員研修事業の実 施に必要な研修責任者経費 (謝金、人件費、手当)、報償 費、旅費、需用費(印刷製本 費、消耗品費、会議費、図書 購入費)、役務費(通信運搬 費、雑役務費)、使用料及び 賃借料、備品購入費、賃金 (外部の研修参加に伴う代替 職員経費)	1/2
	イ 新人看護職員等 が2名以上のとき	630千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産 師研修のいずれかを含む場合 776 千円、新人保健師研修・新人助産師 研修の両方を含む場合922千円)		
② 教育担当者経費 新人看護職員等5名以 上の場合に5名ごとに		215千円	新人看護職員研修事業の実 施に必要な教育担当者経費 (謝金、人件費、手当)	1/2

注1) 新人看護職員等の人数は、当該年度の4月末日現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、上限を70名とする。なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において複数の研修に参加する者は1名として計上する。

2) 医療機関受入研修事業

※基準額については予算の関係上、減額になることがある。

(1) 目的

この事業は、新人看護職員研修を自施設単独で完結できない場合に、外部組織の研修を活用することにより、新人看護職員研修の着実な推進を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、「1) 新人看護職員研修事業(OJT 研修)」を実施する病院等とする。

(3) 事業内容

- ① 新人看護職員研修事業を実施する病院等が、自施設の新人看護職員研修を公開し、公募により受け入れを実施する。
- ② 受け入れを行う研修は、複数月で実施する。
- ③ 新人保健師研修又は新人助産師研修の受け入れを行う場合も同様とする。

(4) 補助金交付対象経費

事業区分	基準額		対象経費	補助率
ア 1名～4名を受け入れる場合	1施設当たり	113千円	医療機関受入研修事業の実施 に必要な教育担当者経費(謝 金、人件費、手当)、需用費(消 耗品費、印刷製本費、会議費、 図書購入費)、役務費(通信運 搬費、雑役務費)、使用料及び 賃借料、備品購入費	1/2
イ 5名～9名を受け入れる場合	1施設当たり	226千円		
ウ 10名～14名を受け入れる場合	1施設当たり	566千円		
エ 15名～19名を受け入れる場合	1施設当たり	849千円		
オ 20名 以上受け入れる場合	1施設当たり	1,132千円		
カ 20名を超える場合	1名増すごとに	45千円		

注) 医療機関受入研修事業における受入人数は、1名当たり年間40時間で1名とし、上限を30人とする。
なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。